

鳥取県立人権ひろば21指定管理施設運営評価委員会評価報告書

鳥取県立人権ひろば21指定管理施設運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）として、次のとおり指定管理者による鳥取県立人権ひろば21の管理運営状況を評価した。

1 対象施設

鳥取県立人権ひろば21

2 指定管理者

公益社団法人鳥取県人権文化センター（鳥取市扇町21番地）

3 指定管理期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

4 評価委員会

(1) 開催日 平成29年8月1日（火）

(2) 開催場所 鳥取県立人権ひろば21 会議室及び施設内

(3) 評価委員

氏名	所属及び役職名
國本 真吾（委員長）	鳥取短期大学 准教授
寺谷 孝志（副委員長）	鳥取県教育委員会人権推進課 社会教育担当係長
村口 恵	湯梨浜町教育委員会生涯学習・人権推進課 人権教育推進員
岩本 裕己	公募委員（鳥取県農業協同組合中央会総務部）

(4) 評価方法

平成26年度から平成28年度分の指定管理者から提出された事業報告及び各年度の県による評価結果、施設内視察等に基づき、各委員が以下の審査項目ごとに評価を行った。評価は、「2、1、0、△1、△2」の5段階で行い、4人の委員の平均で決定した。

審査項目	主な審査内容
施設設備の維持管理	・施設設備の保守管理・修繕 ・施設の保安警備・清掃等
施設の管理に必要な業務	・利用受付・案内 ・附属設備・備品の貸出し ・利用指導・操作
利用者サービス	・開館時間、休館日 ・利用者へのサービス提供・向上策 ・個人情報保護、情報公開 ・利用者意見の把握・対応
収入支出の状況	・運営状況
職員の配置	・管理運営の組織・職員の職種等 ・日常の職員配置 ・人材育成

【評価指標】

2：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、特に優れた管理運営がなされている。

1：協定書の内容を上回るレベルで実施されており、優れた管理運営がなされている。

0：おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。

△1：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。

△2：協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。

(5) 評価結果

ア 評価点数

指定管理者による人権ひろば21の管理運営状況の評価は「1」と決定した。

審査項目	評価（4人の委員の平均）
施設設備の維持管理	0.50
施設の管理に必要な業務	0.75
利用者サービス	0.50
収入支出の状況	0.75
職員の配置	0.75
総括	0.65

(注) 総括の評価は0.65となり、委員協議の結果、5段階のうち「1」と決定

イ 運営評価委員からの主な意見

(施設設備の維持管理)

- 玄関先の植栽等にも工夫が施されている。
- 清掃が行き届いていて居心地が良かった。
- 建物設備等は適宜点検、修繕、清掃等が実施され、来所者が使い易い状況となっている。

(施設の管理に必要な業務)

- ライブラリー運営は、選定の仕方や分野の偏りが無いよう、また、図書媒体（例：マンガ）の見極め等が考えられている。
- 啓発展示がわかりやすく、また、誰もがふらっと立ち寄ってもウェルカムな雰囲気には好感がもてる。
- ライブラリー（DVD等）の利用者は新しいものを選ぶ傾向にあると思うので、定期的に新しいものに更新してほしい。

(利用者サービス)

- 「イキイキお話し会」は高齢者を対象とした大変良い取組であり、継続していただきたい。
- 人権の専門性を生かしたイベントが企画し開催できている。特に対象者（子ども、高齢者、子育て世代など）を特定することで、イベントの目的を明確にしたサービスが提供できている。
- 交流スペースについては、もう少し利活用があってもよい。利用促進の方法について、まだまだ検討の余地がある。
- 夜間利用のニーズをどう受け止めるのかが今後の課題である。

(収入支出の状況)

- 平成28年度の決算ベースで約1割の執行残を生む決算となっており、努力されている点が評価できる。
- 冬場において、エアコンではなくストーブを活用することで経費節減につなげている点が評価できる。

(職員の配置)

- 職員の資質向上を図るため、ライブラリー相談員を県立図書館主催の研修に参加させるなど、人材育成に配慮されている。
- 管理が安定して行える組織体制となっている。